平成２６年（フ）第８５号
愛媛県松山市愛光町９番８号　コーポ岡崎202号
債務者　渡部　清高
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９５号
愛媛県松山市枝松５丁目８番28号　ビージョイマンション１号館303号
債務者　西岡　加代
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１号
福岡県大川市大字津773番地古賀アパート１号
債務者　立山　敏昭
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目41番15号　エスペール鴨池21―111号
債務者　古　　裕介
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町６番６号
債務者　豊　　節子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第１０号
鹿児島県奄美市名瀬久里町24番９号
債務者　佐藤　実治
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第３９号
鹿児島県志布志市志布志町志布志241番地３
債務者　菊田　桂子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
金沢市駅西本町１丁目６番20号　シャインシティーⅡ202号室
債務者　大西亜由美
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７１号
山梨県南巨摩郡身延町角打1233番地
債務者　杉本喜与美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
長野県松本市寿北３丁目２番７号　Ｃ―２
債務者　羽賀　和夫
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４２号
三重県いなべ市北勢町其原758―３　アイルーム北勢302号室、住民票上の住所三重県桑名市大字能部525番地26
債務者　山本　　勝
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
三重県桑名市大字安永1578番地１　マルイコーポ８号
債務者　松戸　大祐
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
三重県いなべ市大安町石榑東1715番地　メゾンメイセツⅠ―201号、前住所三重県いなべ市北勢町大辻新田19番地34
債務者　髙橋さだ子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
三重県いなべ市大安町石榑東1715番地　メゾンメイセツⅠ―201号、前住所三重県いなべ市北勢町大辻新田19番地34
債務者　髙橋小夜子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　公団14―404
債務者　西村　雪代
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
三重県四日市市別名１丁目14番29号　ロイヤルフォレストＡ―201
債務者　荒川　友美（旧姓赤塚）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
京都市中京区壬生高樋町28番地10　壬生ハイツ303、前住所京都市中京区壬生賀陽御所町64番地18　マキシムⅢ４Ａ
債務者　上繁　恵美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係